

大磯町監査公表第7号

監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき提出された大磯町職員措置請求について同条第5項の規定により監査した結果を次のとおり請求人に通知したので、これを公表する。

令和2年12月23日

大磯町監査委員 脇 國 廣
同 清 田 文 雄

磯監第62号
令和2年12月21日

請求人

オンブズマン大磯
代表幹事 添 田 正 直 様

大磯町監査委員 脇 國 廣

大磯町監査委員 清 田 文 雄

大磯町職員措置請求の監査結果について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により、令和2年11月9日付けで提出されました大磯町職員措置請求について、同条第5項の規定に基づき監査した結果を次のとおり通知します。

第1 請求人
(略)

第2 請求の内容

請求人から令和2年11月9日に提出された大磯町職員措置請求書及びその事実を証する書面並びに令和2年11月20日に提出された訂正及び追加（以下「監査請求書等」という。）の内容を以下にまとめる。

第1 請求の要旨

1 請求の対象物件、対象行為

大磯町は、石神台地区にある石神台団地の株式会社東京ガスエネルギー（以下「東京ガス」という）所有のプロパン庫について、長年にわたり固定資産税の課税懈怠をしていた。そして、令和2年7月に平成28年ないし令和2年度の5年分の固定資産税額の更正決定を行い、追徴課税を行った（書証1）。平成27年度分は令和2年5月末日までのその除斥期間迄に更正の決定がされなかったがゆえに大磯町は賦課する権限を失った。

大磯町は、オンブズマン大磯との訴訟（平成29年（行ウ）第54号）において東京ガスの所有する国府新宿地区にあるこゆるぎハイツのプロパン庫の課税懈怠を確認、令和元年5月23日にこのプロパン庫の平成26年度ないし令和元年度の6年分の税額の更正決定がされ追徴課税をした際に、課税懈怠の原因の調査、対策の実施、他に同様の事例がないかの検索を怠り、石神台団地のプロパン庫2棟の平成26年度の固定資産税の賦課する権限を既に失っていた。

また、大磯町は、少なくとも令和2年5月末日までに当該石神台団地のプロパン庫2棟の課税懈怠を確認し、税額の更正の決定をすることは容易であり、平成27年度ないし令和2年度の6年分の税額の更正の決定をすべきであったのに誠実な事務を怠り、そうしなかったことは作為義務に違反し違法である。

2 理由

地方自治法138条の2は「普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う」旨規定する。大磯町は地方公共団体の執行機関として、課税懈怠を確認したならば、その原因と対策を調査するとともに、同様事例が他にあるならば速やかに賦課徴収をし、税負担の公正・公平を確保しなければならない。

大磯町は、こゆるぎハイツのプロパン庫の課税懈怠を確認し、令和元年5月23日に税額の更正の決定をしたときに、石神台団地のプロパン庫も同じく東京ガスの所有であることから、こゆるぎハイツと同様に課税懈怠がされていることを把握し、同様に税額の更正の決定をすることは容易であったのにそれを怠った。

私たちは、こゆるぎハイツの税額の更正決定の半年後、税務課曾根係長に当然にされているはずのこゆるぎハイツの課税懈怠の原因と対策の調査、同様事例の検索(再発防止)について問い合わせたが「多忙であって、それは優先事項ではない。」と無為無策であることを明言した。

オンブズマン大磯は、令和2年2月に第8号会報「大磯かわら版」でこのことを広報し、中崎町長、吉川税務課長、町会議員他約11000部を配布した(書証2)。この会報に基いて吉川議員が町議会の令和2年3月定例会(2月25日)においてこの件について質問をし、答弁者の部長は「施設の調査は着手してございます。」「現在ピックアップの方はある程度終わっております。」といかにも調査が進んでいる旨答弁した(書証3)。なお、吉川議員の質問通告書は議会事務局から2月6日に担当課である政策課に配布されている。

のちにオンブズマン大磯は部長の発言の根拠となる資料を情報開示請求した。開示された資料は、2月18日に税務課曾根係長が一般社団法人日本コミュニティーガス協会に電話で問い合わせたことだけであった(書証4)。このことにより、こゆるぎハイツのプロパン庫の税額の更正の決定後約9か月もの間、町長の指導もなく、課長は無為無策に過ごしたこと、議会での答弁はその場を取り繕っただけであり、実質的に相変わらず無為無策であることが露見した。

それでも、令和2年5月末日までの約3か月の間に石神台団地のプロパン庫の課税額の更正決定をすれば平成27年度分の固定資産税の賦課する権限を失うことはなかった。

これらのことから、当該固定資産税の平成27年度分の固定資産税の賦課徴収を怠った行為には、不作為の違法がある。

「また、私たちは、令和2年7月31日、大磯町監査委員に本件に関して申立書を提出した。申立書では、こゆるぎハイツと同様の事例の有無について、大磯町は3月の議会で、本件について最終的な確認をする旨の答弁をしたにも拘わらず、もし同様の事例があるとすると、大磯町のすべき調査の不作為、怠慢により5月末の平成27年度分の課税の時効を招いたことについて調査の要求をした。そして、調査をしないのならばその理由を教えてほしい、としたが何の返事もなく、調査もされなかった。

大磯町監査委員職務執行規程には、
第4条(協議事項)(4) 監査の請求又は要求に基づく監査の実施に関すること。

第5条(監査等の実施)2(2) 随時監査 必要があると認めるときに財務監査又は行政監査について行う。

とされているにも拘わらずである。」

第2 求める措置

税務課長は令和2年4月1日に吉川氏から宮崎氏に代わっている。税務課長は専決者としてその責を負わなければならない。町長は、税務課員から固定資産税が懈怠されていたことについて聞き取り調査を行いその原因を分析、その対策を検討し、再び税の徴収を怠ることがないように指導監督する義務を負っていた。」

従って、徴収ができなくなった平成27年度分の税額について、中崎町長、吉川税務課長、宮崎税務課長は連帯し、大磯町にその損害を賠償せよ。

第3 添付資料

書証1 令和2年9月11日付け新聞記事（神奈川新聞社）

課税漏れガス庫8カ所 固定資産税訴訟受け調査と題する新聞記事

立証趣旨：令和2年7月にこゆるぎハイツと同様に課税懈怠のプロパン庫が8ヶ所あること、こゆるぎハイツと同様の規模のプロパン庫に課税したことを大磯町が初めて公表した事実。

書証2 大磯かわら版（オンブズマン大磯作成）

第8号会報「大磯かわら版」令和2年2月発行

立証趣旨：大磯町がこゆるぎハイツへの追徴課税の決定後半年を経ても無為無策に終始していた事実。また、それでいいのかと住民として町長、税務課長に通知した事実。

書証3 大磯町議会3月定例会会議録（大磯町議会事務局）

吉川議員と町の質疑応答（2月25日）

立証趣旨：「現在（こゆるぎハイツと）同様の施設の調査は着手してございます。同じような課税漏れがあってはいけないので、そういった内容については現在ピックアップの方はある程度終わっております」と町は答弁した事実。

書証4 行政情報一部公開決定通知書（大磯町長）

大磯町内における簡易ガス事業の状況について（報告）（税務課作成資料）

立証趣旨：令和2年2月18日、税務課の曾根係長は電話で一般社団法人日本コミュニティーガス協会に、団地の供給事

業者、対象団地について問い合わせた事実。

第3 請求の受理

令和2年11月9日に受付した「大磯町職員措置請求書」による住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）については、地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項に基づく要件を具備しているものと認め、同日付で受理した。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

本件監査請求の要旨及び請求する措置並びに事実を証する書面から、固定資産税の課税更正がされた案件について、地方税法（昭和25年法律第226号）及び大磯町町税条例（昭和50年大磯町条例第6号）に基づいて、適正かつ公平な運用がなされているか、また、厳正に判断がされているかについて監査対象事項とした。

2 監査対象部署

政策総務部税務課

3 監査の期間

令和2年11月9日から令和2年12月17日まで

4 請求人による証拠の提出及び陳述

法第242条第7項に規定する請求人からの証拠の提出については、令和2年11月9日及び11月20日に提出された。なお、請求人の陳述については、令和2年11月20日に実施した。

5 関係職員の調査

（1）関係職員の調査

監査対象部署に関係書類の提出を求め、予備監査として令和2年11月27日に政策総務部税務課長及び資産税係長から、また、本監査として令和2年12月11日に政策総務部長、政策総務部税務課長及び資産税係長から事情聴取を行った。

（2）調査の要旨

本件監査対象に係る固定資産税の賦課更正手続きの調査については、以下のとおりである。

ア 賦課更正決定について法等に則った処分はされているか。

イ 事務に懈怠があったか。

第5 監査の結果

1 事実の確認

監査対象事項に関し、請求人から提出された本件監査請求及び関係職員
の調査並びにこれらに係る法令等から、次の事実を確認した。

(1) 地方税法における賦課更正に関する規定

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）は、第 417 条において「第 411 条
第 2 項の規定による公示の日以降において固定資産の価格等の登録がさ
れていないこと又は登録された価格等に重大な錯誤があることを発見し
た場合においては、直ちに固定資産課税台帳に登録された類似の固定資
産の価格と均衡を失しないように価格等を決定し、又は決定された価格
等を修正して、これを固定資産課税台帳に登録しなければならない。」と
規定されている。

(2) 大磯町町税条例等における賦課更正に関する規定

大磯町町税条例（昭和 50 年大磯町条例第 6 号）第 7 条に「町長は、課税
漏れに係る町税又は偽りその他不正の行為により免れた町税があるこ
とを発見した場合においては、課税すべき年度の税率によってその金額
を直ちに徴収する。」と規定されている。

(3) その他の取扱い基準等

固定資産（家屋）評価事務取扱要領（地方税法第 388 条第 1 項の規定に
より平成 29 年大磯町制定）により、家屋評価の実施方法及び手続につい
て必要な事項を定め評価事務が、円滑かつ公平に行われるように規定さ
れている。

(4) 税務課調査によって得られた町内プロパン庫施設の数

114 施設

(5) 令和 2 年 2 月から 5 月の担当係員の数と残業時間

職員数 5 人

残業時間 2 月 271 時間、3 月 229 時間、4 月 101 時間、5 月 107 時間

(6) 年度当初固定資産税を処理（令和 2 年 5 月 2 日納税通知書発送）しな ければならなかった案件数

土地 約 52,000 筆、家屋 約 13,000 棟、償却資産 約 680 人

2 判断の理由

(1) 本件監査請求の理由から固定資産税の賦課更正が法等に則った処理 に該当してるかについて、以下のとおり判断した。

ア 請求人は、「大磯町は、こゆるぎハイツのプロパン庫の課税懈怠を確
認し、令和元年 5 月 23 日に税額の更正の決定をしたときに、石神台
団地のプロパン庫も同じく東京ガスの所有であることから、こゆるぎ
ハイツと同様に課税懈怠がされていることを把握し、同様に税額の更

正の決定をすることは容易であったのにそれを怠った。」とし、賦課更正を実施した時期は不作為の違法であると主張しているが、法の規定では、「重大な錯誤があることを発見した場合においては、直ちに固定資産課税台帳に登録された類似の固定資産の価格と均衡を失しないように価格等を決定し、又は決定された価格等を修正して、これを固定資産課税台帳に登録しなければならない。」とされている。こゆるぎハイツのプロパン庫の情報を東京ガスから得た際にはこゆるぎハイツ以外の情報は、得ることができない状態でこの時点では、石神台団地のプロパン庫の存在を把握できていない。よって更正の決定をできなくとも違法ではない。

イ 請求人は、「私たちは、こゆるぎハイツの税額の更正決定の半年後、税務課曾根係長に当然にされているはずのこゆるぎハイツの課税懈怠の原因と対策の調査、同様事例の検索（再発防止）について問い合わせたが「多忙であって、それは優先事項ではない。と無為無策であることを明言した。」ととしているが、このようなやり取りはない。町全体のプロパン庫の処理を行う手段が見つけれない中で随時現地調査を実施していく中で対応したい旨の回答をしたが、違った認識で受け取られた。

ウ 請求人は、「こゆるぎハイツのプロパン庫の税額の更正の決定後約9か月もの間、町長の指導もなく、課長は無為無策に過ごしたこと、議会での答弁はその場を取り繕っただけであり、実質的に相変わらず無為無策であることが露見した。」と主張しているが、無為無策で過ごしていたのではなく、1案件に留めずに公平・公正の立場から町全体としてプロパン庫の案件が解決される方法を模索していた。その結果、一般社団法人日本コミュニティーガス協会への照会ともう一つの調査方法を突き止めて把握できていなかったプロパン庫の存在を100件超把握することができている。

エ 請求人は、「それでも、令和2年5月末日までの約3か月の間に石神台団地のプロパン庫の課税額の更正決定をすれば平成27年度分の固定資産税の賦課する権限を失うことはなかった。」と主張するが、プロパン庫の賦課更正事務には現地確認、家屋評価、未登記物件のため所有者の確定等多岐にわたる事務を処理する期間を要する。また、固定資産税の町全体の令和2年度当初課税の事務（総課税金額約22億円、総処理案件数約65,000件、税額確定日3月31日、発送日5月2日）が重なり、時間外勤務（延べ5人、4ヶ月で708時間）を行って真摯に対応したものの処理できなかったのは、やむを得ないと考える。

オ 請求人は、「また、私たちは、令和2年7月31日、大磯町監査委員に本件に関して申立書を提出した。申立書では、こゆるぎハイツと同様の事例の有無について、大磯町は3月の議会で、本件について最終的な確認をする旨の答弁をしたにも拘らず、もし同様の事例があるとすると、大磯町のすべき調査の不作為、怠慢により5月末の平成27年度分の課税の時効を招いたことについて調査の要求をした。そして、調査をしないのならばその理由を教えてほしい、としたが何の返事もなく、調査もされなかった。」

と主張するが、監査委員においてプロパン庫についての監査は実施されプロパン庫の課税漏れを無くす処理は講じられているとして、令和2年11月19日に結果は、公表されている。

3 結論

以上の判断により、本件監査請求の対象とする固定資産税の賦課更正の懈怠については、請求人の主張には理由がないものとして棄却する。